



定期第 4 5 4 号 令和 4 年 5 月 1 0 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 8 6	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	スポーツ振興課
2 8 7	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
2 8 8	同	同
2 8 9	同	同

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
4 1	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
4 2	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
4 3	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
4 4	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
4 5	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の海部選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
4 6	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【公安委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
6	道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則	
7	大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則の実施に関する規則	
8	運転技能検査の実施に関する規則	
9	運転免許取得者等教育の認定制度に関する規則	
1 0	運転免許取得者等検査の認定制度に関する規則	

徳島県告示第二百八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和四年四月一日次の事務を公益財団法人徳島県スポーツ協会に委託した。

令和四年五月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）第十二条第二項に規定する使用料（徳島県蔵本公園（駐車場を除く。）及び徳島県鳴門総合運動公園の有料公園施設等に係るものに限る。）の徴収の事務

二 徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例（昭和六十三年徳島県条例第二十六号）第十一条第一項に規定する使用料の徴収の事務

徳島県告示第二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年五月十日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称 三好市三野町 太刀野土地改良区	認可年月日 令和四年四月八日
--	-------------------

徳島県告示第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年五月十日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿波市阿波町 阿波西部土地改良区	令和四年四月十八日

徳島県告示第二百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年五月十日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称 鳴門市大麻町 三俣土地改良区	認可年月日 令和四年四月十九日
---------------------------------------	--------------------

徳島県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和四年五月十日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

寺内進後援会	政治団体の名称	寺奥佳生	代表者の氏名	大川博	会計責任者の氏名	徳島市国府町府中一八七・五	主たる事務所の所在地	令和四年四月十二日	届出年月日
--------	---------	------	--------	-----	----------	---------------	------------	-----------	-------

徳島県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月十日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		異動の内容	異動年月日
		主たる事務所の所在地	会計責任者の氏名		
政治団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	会計責任者の氏名	代表者の氏名	会計責任者の氏名
徳島市指定上下水道工事店政治連盟	天満祐司	中筋章聡	吉崎憲治	吉崎憲治	令和四年三月八日
地方政治研究会	松尾誠作	明石益治	松尾健吉	松尾健吉	令和四年三月二十一日
吉井あや後援会	吉井亜矢	三好市池田町イタノ三二六番地四	三好市池田町大利字大西五番地四	三好市池田町大利字大西五番地四	令和四年三月十七日
徳島県本部	米田久夫	武市裕司	元木幾美子	元木幾美子	令和三年五月十五日
全日本不動産政治連盟	米田久夫	阿南市桑野町幸堂二二番地	阿南市桑野町幸堂一八番地	阿南市桑野町幸堂一八番地	令和四年三月二十五日
かみ博之後援会	鎌田武	阿南市桑野町幸堂二二番地	阿南市桑野町幸堂一八番地	阿南市桑野町幸堂一八番地	令和四年三月二十五日
日本薬業政治連盟	山口浩司	山口浩司	萩田広文	萩田広文	令和四年

徳
島
県
支
部

四
月
八
日

徳島県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月十日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
立川一廣後援会	中山幸子	令和四年三月三十一日
林孝一後援会	久米敏詮	令和三年十二月三十一日

徳島県選挙管理委員会告示第四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年五月十日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一七〇、二五九人

徳島県選挙管理委員会告示第四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の海部選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和四年五月十日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
海 部	五、六二九人

徳島県選挙管理委員会告示第四十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年五月十日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一七〇、二五九人

徳島県公安委員会規則第6号

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和4年5月10日

徳島県公安委員会委員長 齋藤恒範

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(徳島県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 徳島県道路交通法施行細則(昭和47年徳島県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第27条の2」を「第27条」に改める。

第19条の2第1項中第14号を第15号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第91条の2第1項に規定する免許の条件の付与及び変更の申請 運転免許課長

第19条の2第2項中「、第6号、第7号、第9号から第11号まで及び第13号」を「(条件の付与の申請に限る。)、第4号、第7号、第8号、第10号から第12号まで及び第14号」に改める。

第22条及び第23条を次のように改める。

(再試験の受験期間の特例)

第22条 令第37条の4第7号の規定によるやむを得ないと認める事情は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 再試験移送の手續が遅れたため、本人が現住所地において再試験を受けることができる期間が短くなった場合
- (2) 聴聞等行政処分上の手續等により、再試験が行い得ない場合
- (3) 突発的な事案のために公安委員会が再試験を実施することができない場合
(若年運転者講習の受講期間の特例)

第23条 令第37条の11第7号の規定によるやむを得ないと認める事情は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 若年運転者講習移送の手續が遅れたため、本人が現住所地において若年運転者講習を受けることができる期間が短くなった場合
- (2) 聴聞等行政処分上の手續等により、若年運転者講習が行い得ない場合
- (3) 突発的な事案のために指定講習機関が若年運転者講習を実施することができない場合

第26条第4項を次のように改める。

4 法第102条第4項に規定する診断書の提出命令は、別記様式第14号の8の診断書提出命令書によって行う。

第26条に次の1項を加える。

5 法第102条第1項から第3項までの規定に係る同条第6項に規定する臨時適性検査の通知及び同条第1項から第3項までに規定する診断書の提出命令は、本部長が別に

定めるところにより行う。

第26条の2中「別記様式第14号の8の通知書」を「別記様式第14号の9の運転免許の効力停止処分解除通知書」に改める。

第27条の2を削る。

第28条第1項第1号コ中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に、「別記様式第15号の15の自転車運転者講習申出書」を「別記様式第15号の16の自転車運転者講習受講申出書」に改め、同号コを同号サとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 法第108条の2第1項第14号に規定する講習の受講は、別記様式第15号の15の若年運転者講習受講申出書を提出して行うものとする。

第28条第1項第3号ア中「別記様式第15号の16」を「別記様式第15号の17」に改め、同号イ中「別記様式第15号の17」を「別記様式第15号の18」に改める。

第28条第2項及び第3項を次のように改める。

2 令第37条の6第2号に規定する法第108条の2第2項の規定による講習であって、法第97条の2第1項第3号ホの国家公安委員会規則で定める基準に適合するものの受講は、別記様式第16号の特定任意講習受講申出書を提出して行うものとする。

3 令第37条の6の2第1号に規定する法第108条の2第2項の規定による講習であって、法第97条の2第1項第3号イの国家公安委員会規則で定める基準に適合するものの受講は、別記様式第16号の2の特定任意高齢者講習受講申出書を提出して行うものとする。

第29条中「第41条の2第7号」を「第41条の2に規定する令第37条の11第7号」に改める。

別記様式第12号を次のように改める。

別記様式第12号 削除

別記様式第14号の2中備考を削る。

別記様式第14号の3中備考を削る。

別記様式第14号の4の備考を次のように改める。

備考 道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合とは、運転免許を受けた方から適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合のことです。

別記様式第14号の8を別記様式第14号の9とし、別記様式第14号の7の次に次の1様式を加える。

診 断 書 提 出 命 令 書

年 月 日

住 所

殿

徳島県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

取消し又は効力
なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の
効 力 の
の停止
の処分を受けることとなります。

停 止

診断書の提出を命ず る 理 由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	
備 考	

- 備考 1 診断書を提出しない場合の運転免許の「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由なく診断書を提出しなかったと認められる場合には、「効力の停止」の処分を受け、その他の場合には「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。
- 2 道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。

別記様式第15号の13を次のように改める。

別記様式第15号の13（第28条関係）

<p>高齢者講習受講申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>徳島県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 受講者 氏名</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習を受講します。</p>		
受講日		
受講場所		
受講者 区 分	普通自動車対応免許を受けている者 (運転技能検査対象者を除く。)	1
		実車指導を伴う講習
	普通自動車対応免許以外の運転免許のみを 受けている者及び運転技能検査対象者	2
		実車指導を伴わない講習
手数料		

- 備考1 受講者区分欄の普通自動車対応免許とは、道路交通法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許をいう。
- 2 受講者区分欄の運転技能検査対象者とは、道路交通法施行令第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者をいう。

別記様式第15号の17中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、同様式を別記様式第15号の18とする。

別記様式第15号の16中「様式第15号の16」を「別記様式第15号の17」に改め、同様式を別記様式第15号の17とする。

別記様式第15号の15中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、同様式を別記様式第15号の16とする。

別記様式第15号の14の次に次の1様式を加える。

別記様式第15号の15 (第28条関係)

若年運転者講習受講申出書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 住所 申出者 氏名 道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する若年運転者に対する講習の通知を受けたので、受講します。	
受 講 日	年 月 日 及び 年 月 日
受 講 時 間	9時間
受 講 場 所	徳島県公安委員会指定講習機関
手 数 料 欄	

別記様式第16号中「道路交通法施行令第37条の6第2号に規定する講習（特定任意講習）を受講します。」を「道路交通法第108条の2第2項に規定する講習（道路交通法第97条の2第1項第3号ホの国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習）を受講します。」に改める。

別記様式第16号の2を次のように改める。

別記様式第16号の2（第28条関係）

<p>特定任意高齢者講習受講申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>徳島県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 受講者 氏名</p> <p>道路交通法第108条の2第2項に規定する講習（道路交通法第97条の2第1項第3号イの国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習）を受講します。</p>		
受講日		
受講場所		
受講者区分	普通自動車対応免許を受けている者 (運転技能検査対象者を除く。)	1
		実車指導を伴う講習
	普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者及び運転技能検査対象者	2
		実車指導を伴わない講習
手数料		

- 備考1 受講者区分欄の普通自動車対応免許とは、道路交通法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許をいう。
- 2 受講者区分欄の運転技能検査対象者とは、道路交通法施行令第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者をいう。

(指定講習機関の指定等に関する規則の一部改正)

第 2 条 指定講習機関の指定等に関する規則 (平成 2 年徳島県公安委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「又は第 8 条」を「, 第 8 条又は第 8 条の 2 」に改め, 同条第 2 号を次のように改める。

(2) 法第 99 条第 1 項の規定による指定自動車教習所 (以下「教習所」という。) を指定するときは, 教習水準が高く, かつ, 法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号, 第 10 号及び第 14 号に掲げる講習 (以下「特定講習」という。) を効果的に行うことができると認められる教習所であること。

第 3 条第 1 項中「第 2 条」を「第 2 条第 2 項」に改める。

第 4 条中「 (別記様式第 2 号) 」を削る。

第 12 条第 1 項中「第 14 条」を「第 14 条第 1 項」に改める。

第 16 条中「第 12 条に規定する」を「第 12 条第 1 項に規定する帳簿として」に改める。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第二号 削除

別記様式第 13 号中「初心運転者」を「初心運転者
若年運転者」に改める。

(道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則の一部改正)

第 3 条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則 (平成 6 年徳島県公安委員会規則第 11 号) の一部を次のように改正する。

本則中「調書」の次に「, 道路交通法施行令 (昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。) に規定する文書」を加える。

本則の表規則第 7 条の項中「規則第 7 条」を「令第 39 条第 1 項」に, 「別記様式第 3
「別記様式第 3 号

号」を 別記様式第 3 号の 2 に改める。

別記様式第 3 号の 3 」

別記様式第 3 号の次に次の 2 様式を加える。

第 号
年 月 日

意見の聴取通知書

住所

殿

徳島県公安委員会

道路交通法第104条の2の2第6項において準用する同法第104条第1項の規定に基づき、あなたに対する下記理由による処分に係る意見の聴取を下記により行うので出頭されるよう通知します。

意見の聴取期日	
意見の聴取場所	
処分をしようとする理由	

- 備考
- 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分をします。
 - 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
 - 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

第 号
年 月 日

意見の聴取通知書

住所

殿

徳島県公安委員会

道路交通法第104条の2の4第6項において準用する同法第104条第1項の規定に基づき、あなたに対する下記理由による処分に係る意見の聴取を下記により行うので出頭されるよう通知します。

意見の聴取期日	
意見の聴取場所	
処分をしようとする理由	

- 備考
- 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分をします。
 - 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
 - 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

(認知機能検査の実施に関する規則の一部改正)

第 4 条 認知機能検査の実施に関する規則 (平成21年徳島県公安委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

<p>認知機能検査受検申出書</p> <p>年 月 日</p> <p>徳島県公安委員会 殿</p> <p>住所 受検者 氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を受検します。</p>	
受 検 日	年 月 日
受 検 場 所	
手 数 料	

(認知機能検査員に係る講習等に関する規則の一部改正)

第 5 条 認知機能検査員に係る講習等に関する規則 (平成22年徳島県公安委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 条第 2 項第 2 号」を「第 4 条第 2 項第 1 号ロ」に改める。

第 4 条第 1 項第 3 号中「 3 時間」を「 2 時間30分」に改める。

(チャレンジ講習の実施に関する規則の廃止)

第 6 条 チャレンジ講習の実施に関する規則 (平成14年徳島県公安委員会規則第 9 号) は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 5 月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の徳島県道路交通法施行細則 (次項及び第 4 項において「改正前の道交法施行細則」という。) 別記様式第15号の13による高齢者講習受講申出書、別記様式第15号の15による自転車運転者講習受講申出書、別記様式第16号による特定任意講習受講申出書及び別記様式第16号の 2 による特定任意高齢者講習受講申出書、指定講習機関の指定等に関する規則 (次項において「改正前の指定講習機関規則」という。) 別記様式第13号による講習通知手数料納付書並びに認知機能検査の実施に関する規則 (次項において「改正前の認知機能検査規則」という。) 別記様式による認知機能検査受検申出書は、それぞれこの規則による改正後の徳島県道路交通法施行細則 (次項において「改正後の道交法施行細則」という。)、指定講習機関の指定等に関する規則及び認知機能検査の実施に関する規則 (次項において「改正後の道交法施行細則等」と総称する。) に規定する様式による書面とみなし、当分の間、なおこれを使用することができる。

3 この規則の施行の際現に改正前の道交法施行細則の規定によりなされた講習の受講の申出、改正前の指定講習機関規則の規定によりなされた手数料の納付及び改正前の認知機能検査規則の規定によりなされた認知機能検査の受検の申出は、改正後の道交法施行細則等の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に交付されている改正前の道交法施行細則別記様式第15号の16による安全運転管理者等講習終了証書及び別記様式第15号の17による自転車運転者講習終了証書は、それぞれ改正後の道交法施行細則別記様式第15号の17による安全運転管理者等講習終了証書及び別記様式第15号の18による自転車運転者講習終了証書とみなす。

徳島県公安委員会規則第7号

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則の実施に関する規則を次のように定める。

令和4年5月10日

徳島県公安委員会委員長 齋藤恒範

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則の実施に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)及び大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第4号。以下「特例規則」という。)に定めるもののほか、大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程(以下「受験資格特例教習課程」という。)の指定その他必要な事項を定めることを目的とする。

(受験資格特例教習課程の指定の区分)

第2条 徳島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、特例規則第2条第1項の規定による受験資格特例教習課程の指定(以下単に「指定」という。)を、次の各号に掲げる区分ごとに行うものとする。

- (1) 年齢課程(令第32条の7第2号、第32条の8第2号並びに第34条第5項及び第8項に規定する課程をいう。)
- (2) 経験課程(令第34条第2項、第4項、第7項及び第10項に規定する課程をいう。)
- (3) 前2号の課程を併せて行う課程

(指定の申請)

第3条 道路交通法(昭和35年法律第105号)第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所(以下「届出教」という。)を設置し、又は管理する者は、指定の申請を行う場合は、前項各号に掲げる区分のうち、指定を受けようとするものについて、特例規則第2条第1項に規定する教習課程の指定申請書及び同条第2項に規定する申請書に添付する書類を各1部公安委員会に提出するものとする。

(変更の届出)

第4条 指定を受けた届出教(以下「実施届出教」という。)を設置し、又は管理する者は、特例規則第4条に規定する変更の届出を、受験資格特例教習指定申請事項変更届(別記様式)により行うものとする。

(管理者印の規格)

第5条 実施届出教は、特例規則第5条に規定する修了証明書の発行に当たっては、別表に掲げる規格に適合した管理者印を使用するものとする。

(指導)

第6条 公安委員会は、受験資格特例教習課程に係る教習が適正に運用されるようにするため、実施届出教における教習の対応に応じ、指導又は助言を行うものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、実施届出教が行う受験資格特例教習課程に係る教

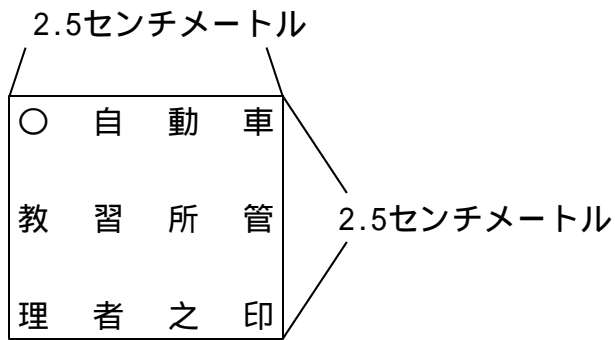
習業務の実施に関し必要な事項は、徳島県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別表（第5条関係）

管理者印の印影の大きさは、一辺の長さが2.5センチメートルの方形とし、次の例によること。



別記様式（第4条関係）

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

教習所名

管理者

受験資格特例教習指定申請事項変更届

変更予定年月日	年 月 日
変更しようとする事項	
変更しようとする理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

徳島県公安委員会規則第8号

運転技能検査の実施に関する規則を次のように定める。

令和4年5月10日

徳島県公安委員会委員長 齋藤恒範

運転技能検査の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(検査の申出)

第2条 運転技能検査を受けようとする者は、徳島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に運転技能検査受検申出書(別記様式)を提出しなければならない。

2 運転技能検査受検申出書には、徳島県警察関係手数料条例(平成12年徳島県条例第64号)別表第1に規定する手数料の額に相当する徳島県収入証紙を貼付しなければならない。

(検査結果の通知)

第3条 公安委員会は、運転技能検査を実施したときは、その検査の成績が70点以上の者及び70点未満の者で書面の交付を希望するものには、その結果を書面により通知するものとする。

(運転技能検査の委託)

第4条 運転技能検査は、法第108条第1項の規定により、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第31条の4の2に規定する法人(以下単に「法人」という。)に委託して行うものとする。

(契約内容)

第5条 公安委員会は、前条の委託に際しては、法人との間で次の事項を内容とする契約を締結しなければならない。

- (1) 公安委員会が別に定める実施要領に従って運転技能検査を行うこと。
- (2) 徳島県警察本部長(以下「本部長」という。)が運転技能検査を委託した法人に対し、指導監督を行うこと。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、運転技能検査の実施に関し必要な事項は、本部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記様式（第2条関係）

<p>運転技能検査受検申出書</p> <p>年 月 日</p> <p>徳島県公安委員会 殿</p> <p>住所 受検者 氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検します。</p>	
受 検 日	年 月 日
受 検 場 所	
手 数 料	

徳島県公安委員会規則第9号

運転免許取得者等教育の認定制度に関する規則を次のように定める。

令和4年5月10日

徳島県公安委員会委員長 齋藤恒範

運転免許取得者等教育の認定制度に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)及び運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」という。)に定めるもののほか、運転免許取得者等教育(法第108条の32の2第1項に規定する運転免許取得者等教育をいう。以下同じ。)の認定(以下単に「認定」という。)その他必要な事項を定めるものとする。

(認定申請の手続等)

第2条 認定教育規則第5条第1項に規定する申請書は、運転免許取得者等教育認定申請書(別記様式第1号。次項において「認定申請書」という。)とする。

2 認定を受けようとする者(以下「実施者」という。)は、認定申請書に認定教育規則第5条第2項に掲げる書類を添付して公安委員会に申請するものとする。

(指定申請の手続等)

第3条 認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者(以下「認定教育実施者」という。)が、認定教育規則第4条第2項第4号に規定する指定(以下単に「指定」という。)を受けようとするときは、指定申請書(別記様式第2号)に別に定める指定の基準に適合しているかどうかを判断するために必要な書類を添付して公安委員会に申請するものとする。

(指定書の交付)

第4条 公安委員会は、前条の申請を受けて、指定をするときは、当該指定の申請をした認定教育実施者に指定書(別記様式第3号)を交付するものとする。

(指定の取消し等)

第5条 公安委員会は、指定を受けた認定教育実施者が法第108条の32の2第1項各号のいずれかに適合しなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、指定取消通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 認定教育実施者は、認定教育規則第7条第1項の規定による変更の届出をする場合にあつては運転免許取得者等教育申請事項変更届出書(別記様式第5号)を、同条第3項の規定による変更の届出をする場合にあつては運転免許取得者等教育認定添付書類変更届出書(別記様式第6号)を公安委員会に提出するものとする。

(終了証明書等の発行等)

第7条 認定教育実施者は、認定教育規則第1条第3号に掲げる過程(次条において「高齢者講習同等課程」という。)及び同条第6号に掲げる課程以外の課程については、独自にその終了を証明する書面を発行することができるものとする。

2 認定教育実施者は、前項の終了を証明する書面及び認定教育規則第8条各号に規定す

る終了証明書（以下この項において「終了証明書等」という。）について、副本の作成その他の方法により終了証明書等を再交付又は再発行できるようにしておくものとする。

（報告）

第8条 認定教育実施者は、公安委員会に対し、法第108条の32の2第4項において読み替えて準用する法第98条第5項の規定による報告を、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める頻度で行うものとする。

- (1) 運転免許取得者等教育の課程（高齢者講習同等課程を除く。）ごとの年間実施回数及び受講者数 毎月1回
- (2) 高齢者講習同等課程 実施の都度
- (3) 運転免許取得者等教育中の運転に係る事故，認定教育指導員の交通事故その他特異事項 発生都度

2 公安委員会は、前項に掲げるもののほか、必要と認める事項について報告を求めるものとする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、運転免許取得者等教育の認定に関して必要な事項は徳島県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

運 転 免 許 取 得 者 等 教 育 認 定 申 請 書

年 月 日

徳 島 県 公 安 委 員 会 殿

住所
申請者
氏名

道路交通法第108条の32の2の規定による認定を受けたいので申請します。

運転免許取得者等教育
に使用する施設の名称

運転免許取得者等教育
に使用する施設の所在地

運転免許取得者等教育
の 課 程 の 区 分

運転免許取得者等教育
の 課 程 の 名 称

添 付 書 類

別記様式第2号(第3条関係)

<p>指 定 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>徳島県公安委員会 殿</p> <p>住 所 申請者 氏 名</p> <p>運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。</p>		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

徳島県公安委員会 印

指定取消通知書

年 月 日

住 所

殿

徳島県公安委員会 印

下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住所

届出者

氏名

運転免許取得者等教育申請事項変更届出書

規則第5条第1項第1号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第1項の規定により、規則第5条第1項第2号

規則第5条第1項第5号

に掲げる事項について、下記により変更したいので届出します。

変更事項	
変更事由	
変更する内容	

備考 変更の15日前に届出すること。

別記様式第6号(第6条関係)

運転免許取得者等教育認定添付書類変更届出書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住所
届出者
氏名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第3項の規定により、下記事項について変更したいので届出します。

変 更 事 項	
変 更 事 由	
変更する内容	
特 記 事 項	

備考 変更の都度届出すること。

徳島県公安委員会規則第10号

運転免許取得者等検査の認定制度に関する規則を次のように定める。

令和4年5月10日

徳島県公安委員会委員長 齋藤恒範

運転免許取得者等検査の認定制度に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）に定めるもののほか、運転免許取得者等検査（法第108条の32の3第1項に規定する運転免許取得者等検査をいう。以下同じ。）の認定（以下単に「認定」という。）その他必要な事項を定めるものとする。

(認定申請の手続)

第2条 認定検査規則第6条第1項に規定する申請書は、運転免許取得者等検査認定申請書（別記様式第1号。次項において「認定申請書」という。）とする。

2 認定を受けようとする者は、認定申請書に認定検査規則第6条第2項各号に掲げる書類を添付して公安委員会に申請するものとする。

(指定申請の手続)

第3条 認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者（以下「認定検査実施者」という。）が、認定検査規則第4条第1項第4号又は同条第2項第4号の指定（以下単に「指定」という。）を受けようとするときは、指定申請書（別記様式第2号）に別に定める指定の基準に適合しているかどうかを判断するために必要な書類を添付して公安委員会に申請するものとする。

(指定書の交付)

第4条 公安委員会は、前条の申請を受けて、指定をするときは、当該指定の申請をした認定教育実施者に指定書（別記様式第3号）を交付するものとする。

(指定の取消し等)

第5条 公安委員会は、指定を受けた認定教育実施者が法第108条の32の3第1項各号のいずれかに適合しなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、指定取消通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 認定検査実施者は、認定検査規則第8条第1項の規定による変更の届出をする場合にあつては運転免許取得者等検査申請事項変更届出書（別記様式第5号）を、同条第3項の規定による変更の届出をする場合にあつては運転免許取得者等検査認定添付書類変更届出書（別記様式第6号）を公安委員会に提出するものとする。

(書類の交付等)

第7条 認定検査実施者は、認定検査規則第9条第1項の規定により交付する書類を、副本の作成その他の方法により保存し、再交付できるようにしておくものとする。

(報告)

第8条 認定検査実施者は、公安委員会に、法第108条の32の3第2項において読み替え

て準用する法第108条の32の2第4項において準用する法第98条第5項の規定による報告を、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める頻度で行うものとする。

- (1) 運転免許取得者等検査の方法ごとの年間実施回数及び受検者数 毎月1回
- (2) 認定認知機能検査及び認定運転技能検査中の事故、認定検査員の交通事故その他特異事項 発生の数

2 公安委員会は、前項に掲げるもののほか、必要と認める事項について報告を求めるものとする

3 認定検査実施者は、認定認知機能検査及び認定運転技能検査の実施結果（認定運転技能検査にあっては、成績が70点以上の者に限る。）を速やかに公安委員会に報告するものとする。

（認定認知機能検査及び認定運転技能検査の実施に係る記録の保存）

第9条 認定検査実施者は、認定認知機能検査を実施した際に用いた検査用紙（問題用紙は除く。次項において同じ。）及び採点補助用紙並びに認定運転技能検査を実施した際に用いた採点用紙を4年間保存するものとする。

2 認定検査実施者は、認定認知機能検査に必要なソフトウェアが搭載された端末を用いて認定認知機能検査を行った場合は、検査用紙及び採点補助用紙に相当する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を4年間保存することをもって前項の保存に代えることができるものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、運転免許取得者等検査の認定に関して必要な事項は徳島県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

運 転 免 許 取 得 者 等 検 査 認 定 申 請 書

年 月 日

徳 島 県 公 安 委 員 会 殿

氏 名

申請者

住 所

道路交通法第108条の32の3の規定による認定を受けたいので申請します。

運転免許取得者等検査
に使用する施設の名称

運転免許取得者等検査
に使用する施設の所在地

運転免許取得者等検査
の方法の区分

運転免許取得者等検査
の方法の名称

添 付 書 類

別記様式第2号(第3条関係)

<p>指 定 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>徳島県公安委員会 殿</p> <p>住 所 申請者 氏 名</p> <p>運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。</p>		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第 項第4号の規定により、同規則第1
条第 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うこ
とができる者として指定する。

年 月 日

徳島県公安委員会 印

指定取消通知書

年 月 日

住 所

殿

徳島県公安委員会 印

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第 項第4号の規定
による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

別記様式第5号(第6条関係)

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

氏 名

届出者

住 所

運転免許取得者等検査申請事項変更届出書

規則第6条第1項第1号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第1項の規定により、規則第6条第1項第2号

規則第6条第1項第5号

に掲げる事項について、下記により変更したいので届出します。

変更事項	
変更事由	
変更する内容	

備考 変更の15日前に届出すること。

別記様式第6号(第6条関係)

運転免許取得者等検査認定添付書類変更届出書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住所
届出者
氏名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第3項の規定により、下記事項について変更したいので届出します。

変更事項	
変更事由	
変更する内容	
特記事項	

備考 変更の都度届出すること。